

# 令和5年度第1回 三太郎線周辺における夜間利用実証実験

## 結果報告会

日時：令和5年6月22日（木）

第1回 16:00～17:15

第2回 18:00～19:15

※第1回と第2回は同じ内容です。

会場：住用公民館2階ホール

## 次第

### 1. 開会挨拶

### 2. 議事

(1) 令和5年度ゴールデンウィーク実証実験の結果報告

(2) グリーンスローモビリティの実証実験について

(3) 今後のスケジュール

(4) 白タク行為とは何か

### 3. 閉会挨拶

## 資料

00 次第

01 令和5年度ゴールデンウィーク実証実験の結果

02 グリーンスローモビリティの実証実験について（掲載省略）

03 今後のスケジュール

04 白タク行為とは何か

# 令和5年度 ゴールデンウィーク 実証実験結果の報告

令和5年6月

奄美大島三太郎線周辺における夜間利用適正化連絡会議 事務局

# 内容

1. 実証実験の経緯
2. 調査方法
3. 結果概要

# 1. 実証実験の経緯

---

# 実証実験の経緯

## 住用町住民専用枠(地元枠)に関して

昨年GWの予約が早期に埋まってしまった状況を踏まえ、「**地元枠**」設置の要望

## 1枠2台利用に関して

・有志ガイドメンバーから「予約一枠で車両2台を連ねて通行可能とするルールの追加」の意見書

令和4年8月 連絡会議

三太郎線と関わりが深い住用住民の利用ピーク期における利用機会を確保するため  
↓  
**①地元枠の設定**

複数台の利用を可能とすることで利用ピーク期における混雑や枠のひっ迫を緩和するため  
↓  
**②予約1枠あたりの利用台数の変更(1枠2台)**

令和4年度実証実験の実施(9/17~9/25、12/27~1/9)

令和5年3月 連絡会議



令和5年度ゴールデンウィークの実証実験(第3回実証実験)

# 実証実験ルール

実験期間 令和5年4月28日(金)～5月7日(日)(10日間)

## ① 住用町住民専用枠の設定

### 【対象範囲】

住用町住民（ガイド事業者を除く）

### 【予約枠数と時間帯】

時間を分散させて(18時半～22時)1日  
1枠(計10枠)設定

### 【運用方式】

予約サイトに「住用町専用枠」を設定

希望する地元住民は各自予約サイトで申し込み。(先着順)

予約時に「住所」を入力してもらうことで地元利用かを確認

## ② 繁忙期における予約1枠あたりの利用台数の変更(1枠2台)

○期間中、予約1枠につき車両2台通行可能

○車両同士は極力離れずに通行することとするが、道路の状況に応じた安全な車間距離を確保する。

○1枠の利用は1団体(実際に予約した団体)のみ

- ・ガイド事業者であれば1事業者のみ。
- ・地元住民であれば1家族とその親族のみ。
- ・観光客であれば1団体のみ。

○車両2台の場合、石原栄間線の通行はなるべく避ける。通行する場合は、安全に十分に注意する。

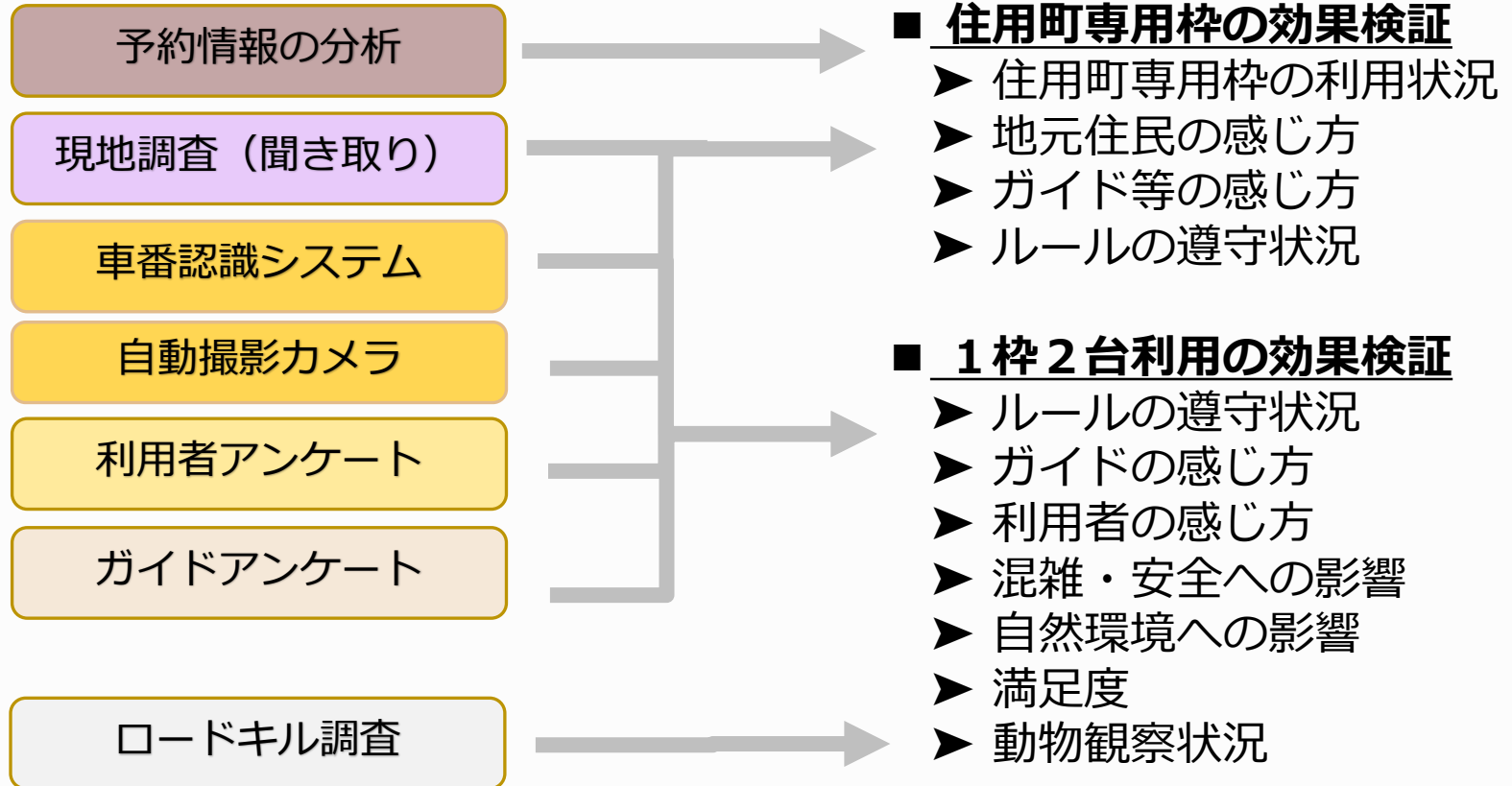
# 2. 調査方法

---

# 調査方法

## <調査手法>

## <検証項目>





# 3. 結果概要

---

# (1) 利用状況

月		4月			5月							期間計
日		28日	29日	30日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	
曜日		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
天候		雨	雨	曇	曇後雨	曇一時雨	曇後晴	曇後雨	雨	雨後晴	曇後晴	
総利用台数		8	18	16	18	19	21	26	27	13	5	171
	予約利用	8	17	14	18	19	21	26	25	12	5	165
	(割合)	100.0%	94.4%	87.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	92.6%	92.3%	100.0%	96.5%
	未予約利用	0	1	2	0	0	0	0	2	1	0	6
	(割合)	0.0%	5.6%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.4%	7.7%	0.0%	3.5%
無断キャンセル		1	0	0	2	2	2	3	1	2	0	13
検証項目	住用町住民専用枠利用	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3
	2台利用(件数)	0	1	1	3	2	1	2	1	0	0	11

➡ 総利用台数171台。

前回の実験より未予約率が低かった。(未予約利用率 3.5%)

(参考) 令和4年度年末年始(R4.12/27~R5.1/9)の14日間)

合計179台 予約利用88.3%、未予約利用11.7%

# (1) 利用状況

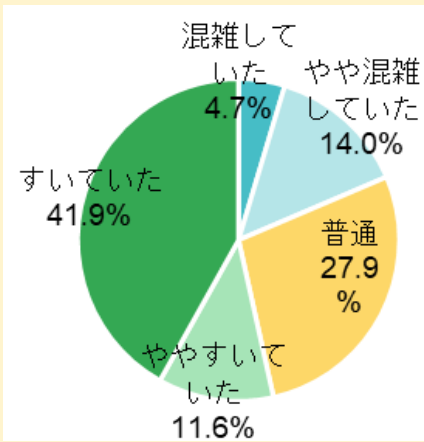
## ① 混雑状況

昨年度のゴールデンウィークより利用台数は多かったが(昨年度総利用台数155台)、利用者の混雑感はやや減少した。

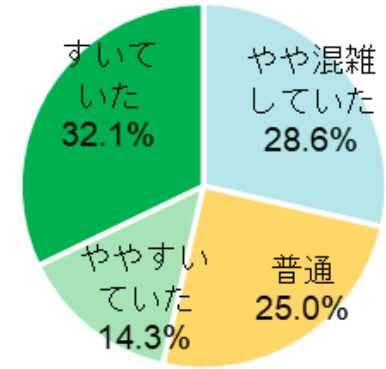
## ② 予約者属性

予約者の半数はガイドであり、一般利用(島内)は住用町専用枠の利用と合わせて約3割であった。

R5年GW(n=43)

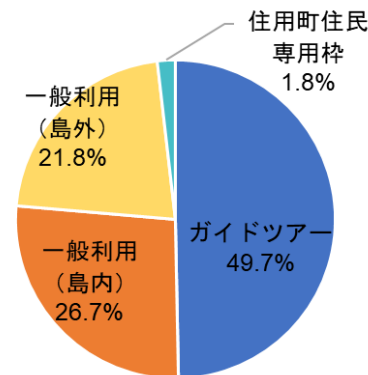


R4年GW(n=28)



利用者アンケートより

予約者属性(n=165)



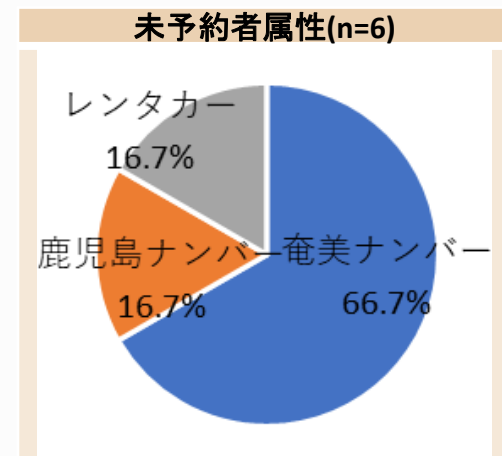
予約サイトの情報を基に集計

- ・昨年度のゴールデンウィークと比較し、未予約やイレギュラーな利用が少なく、混雑感はやや減少した。1枠2台利用の効果も考えられる。
- ・予約者の半数はガイドであった。

# (1) 利用台数

## ③ 未予約者の状況

未予約利用6件のうち、約7割が奄美ナンバー※の車両であった。 ※ レンタカー車両を除く



予約サイトの情報を基に集計

## ④ 複数枠連続予約等

同一予約者が連続2枠以上予約する状況が複数見られた。  
→事前に事務局が連絡し、適正な利用への協力を依頼した。

### ケース3の場合

ルールを理解しており、2台で2枠利用の予定  
→事務局から1枠2台での利用に協力を依頼  
依頼に応じて各日1枠をキャンセル  
→結局2台利用は見られなかった

ケース	予約日時・方向	結果
ケース1. 島外・一般	5/1 22:30	利用
	22:30	無断キャンセル
2枠連続で予約、東西同時刻で予約(1件)	5/2 23:30	無断キャンセル
	00:00	無断キャンセル
ケース2. 島外・一般 4枠連続予約	5/2 23:30	利用
	00:00	キャンセル
	5/3 01:00	キャンセル
	01:30	利用
ケース3. 島外・一般 4/25~5/2の8日間 2枠連続予約	4/28 19:00	キャンセル
	19:30	キャンセル
	4/29 19:00	キャンセル
	19:30	利用
	4/30 19:00	キャンセル
	19:30	利用
	5/1 19:00	キャンセル
	19:30	利用
	5/2 19:00	キャンセル
	19:30	利用

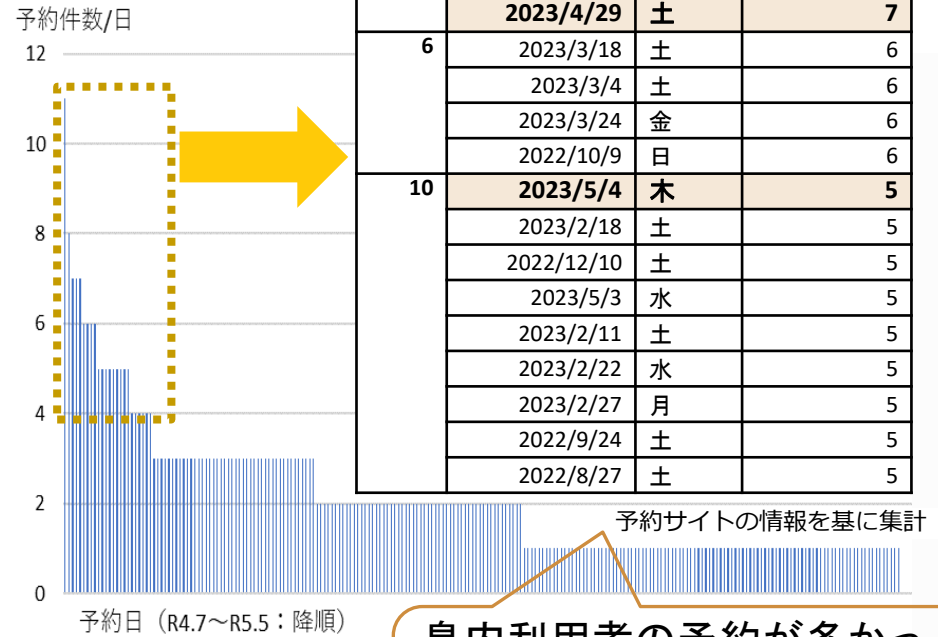
➡ **引き続き、特に繁忙期は予約確認を強化**

# (2) 住用町住民専用枠

## ① 利用状況

日付	時間	入口	利用状況
4/28(金)	20:00	西	○
4/29(土)	19:00	西	○
4/30(日)	21:00	東	○
5/1(月)	21:30	西	×
5/2(火)	22:00	東	×
5/3(水・祝)	18:30	東	×
5/4(木・祝)	18:30	西	×
5/5(金・祝)	21:30	東	×
5/6(土)	19:00	西	×
5/7(日)	19:00	東	×

順位	日	曜日	予約件数
1	2023/5/6	土	11
2	2023/5/5	金	8
3	2023/3/26	日	7
	2023/1/8	日	7
	2023/4/29	土	7
6	2023/3/18	土	6
	2023/3/4	土	6
	2023/3/24	金	6
	2022/10/9	日	6
10	2023/5/4	木	5
	2023/2/18	土	5
	2022/12/10	土	5
	2023/5/3	水	5
	2023/2/11	土	5
	2023/2/22	水	5
	2023/2/27	月	5
	2022/9/24	土	5
	2022/8/27	土	5



島内利用者の需要が高い時期であったが  
専用枠の利用は少なかった

島内利用者の予約が多かった  
日上位18位のうち、4日は  
今回の実証実験期間

(参考) 令和4年度実証実験

シルバーウィーク(R4.9/17~9/25) 利用率 約10%(9枠中1枠) 年末年始(R4.12/27~R5.1/9) 利用率 約70%(14枠中10枠)

# (2) 住用町住民専用枠

## ② 枠数の妥当性

### 地元

#### 枠数について

→ 利用した2名は「適切」と回答

#### ご意見

- ・住民にとって黒うさぎにあまり関心がないように思う。(専用枠利用者の意見)
- ・日頃生きものを見ることができるので、もう少し枠数を減らしても良いと思う。(専用枠を利用していない島内利用者の意見)

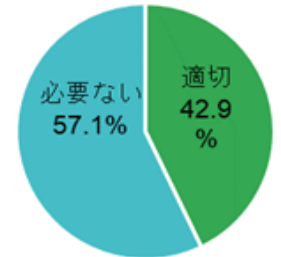
### ガイド

#### 枠数について

→ ガイドアンケート結果では「必要ない」が57%

#### ご意見

- ・島民すべて平等であるべき。
- ・予約不要で良い。
- ・実際の利用が少なかった。
- ・使われない枠が多く、もったいない。



ガイドアンケートより(n=7)

- ・専用枠利用者からは、住民の関心が薄いという意見があった。
- ・利用されなかった専用枠に対し、もったいないと感じている利用者がいる。

# (2) 住用町住民専用枠

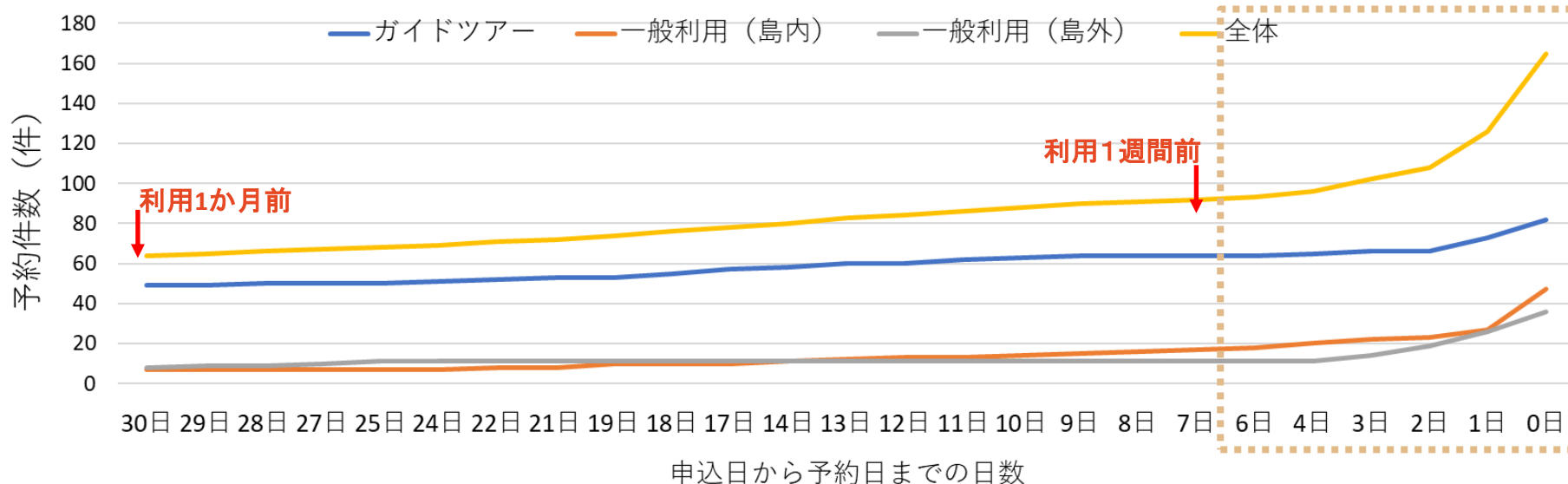
## ③ 予約の入り方

※住用町住民専用枠の予約は利用日9日前、19日前、22日前に各1件入った。

※( )内は利用日x日目の予約件数/総予約件数

	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	当日
ガイドツアー	0件	0件	1件	1台	0台	7台	9台
一般(島内)	1件	0件	2件	2台	1台	4台	20台
一般(島外)	0件	0件	0件	3台	5台	7台	10台
全体※	1件 (1%)	0件 (0%)	3件 (2%)	6台 (3%)	6台 (3%)	18台 (10%)	39台 (22%)

利用日前日～  
当日の予約が  
**約30%**



予約サイトの情報を基に集計



- ・利用日前日～当日の予約が特に多かった。
- ・住用町専用枠は利用日の9～22日前に予約が入っていた。

# (2) 住用町住民専用枠

## 今後の課題

- 島内利用者の需要が多い時期に設定しても、利用されない枠が生じる可能性がある。
- 一部の利用者は利用されなかった住用町住民専用枠について、不満に感じていた。

→ **利用されない予約枠が生じないための工夫が必要**

## 今後の方針(事務局の考え)

	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	当日
予約 件数	1件 (1%)	0件 (0%)	3件 (2%)	6台 (3%)	6台 (3%)	18台 (10%)	39台 (22%)

利用日前日～当日の予約が**約30%**

### 1. 利用されない予約枠の有効活用に向けて

予約が入らなかった場合、**一般開放※**することを検討する。

- ・ 利用前日～当日に予約が入ることが多いため、**設定日の2日前正午に開放予定**。
- ・ 住用町専用枠から住民優先枠に名称変更する。

※ 予約サイト上に「住民優先枠」のページを作成し、設定した優先枠に予約が入っていない場合、住用住民以外であっても予約可能とすること。

住用町住民対象のお子様向けナイトツアーイベントを実施する。

- ・ 地元への還元や**地域の子供達の自然への親しむ機会**となり、予約枠を有効活用できる。



# (3) 1 枠 2 台 利用

## ① 利用状況


No.	利用開始日時	入口方向	属性	走行時間差 <sup>※1</sup>	推定車間距離 <sup>※2</sup>
1	2023年04月29日 19:00	東	ガイド	9秒	14.5m
2	2023年04月30日 19:30	西	ガイド	20秒	32.2m
3	2023年05月01日 19:00	西	ガイド	18秒	29.0m
4	2023年05月01日 19:30	西	ガイド	17秒	27.4m
5	<b>2023年05月01日 22:00</b>	<b>西</b>	<b>ガイド</b>	<b>11分</b>	<b>1063.3m</b>
6	2023年05月02日 19:00	西	ガイド	2秒	3.2m
7	<b>2023年05月02日 19:30</b>	<b>西</b>	<b>ガイド</b>	<b>約50分</b>	<b>4833.3m</b>
8	2023年05月03日 21:00	西	一般利用(島内)	10秒	16.1m
9	2023年05月04日 18:30	東	一般利用(島内)	11秒	17.7m
10	2023年05月04日 19:00	西	ガイド	3秒	4.8m
11	2023年05月05日 19:00	西	ガイド	4秒	6.4m

※1 自動撮影カメラのビデオデータ、車番認識システムより判定

※2 詳細調査期間(5/2~5/4)の走行車両の三太郎線滞留時間より算出した推定平均速度を基に算出

2 件は島内の一般利用、  
9 件はガイドであった。

顧客の体調不良により、石原  
栄間線で離れ、出口通過時刻  
は約50分の差があった。

- 
- ・多くの車両が極力離れず走行していた。(11件中9件が走行時間差30秒未満)
  - ・不測の事態に対応できるように、連絡手段(無線等)の確保が重要。

# (3) 1 枠 2 台 利用

## ② 混雑感について

利用者アンケートより

### 1 台での利用者

- 混雑に繋がるようなことがなければ、2 台までは OK と思う
- 混雑するので中止してほしい

ガイドアンケートより

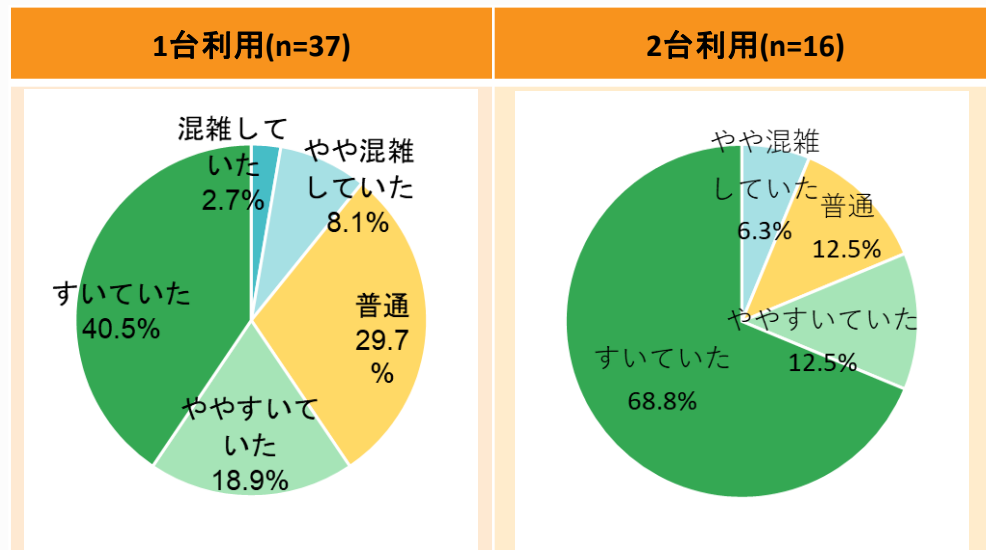
### 2 台での利用者

- 前回から今回で慣れた事もあり問題なくガイドできた。

### 1 台での利用者

- すれ違った車両がとても多かった印象。  
1 枠 2 台の場合は連なって走行してほしい。

2 台利用があった日の 1 台利用者と 2 台利用者の混雑感の比較  
実証実験の統合結果 (R4 年度の 2 回 + R5 年 GW)



利用者アンケートより



1 台利用者が混雑を感じやすい可能性があり、連なって走行してほしいといった意見が出ている。

# (3) 1枠2台利用

## ③観察について

利用者アンケートより

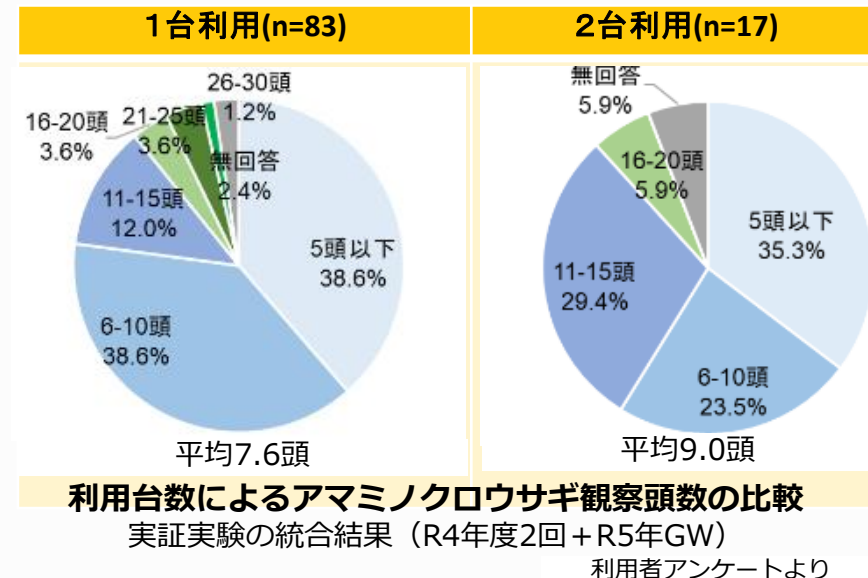
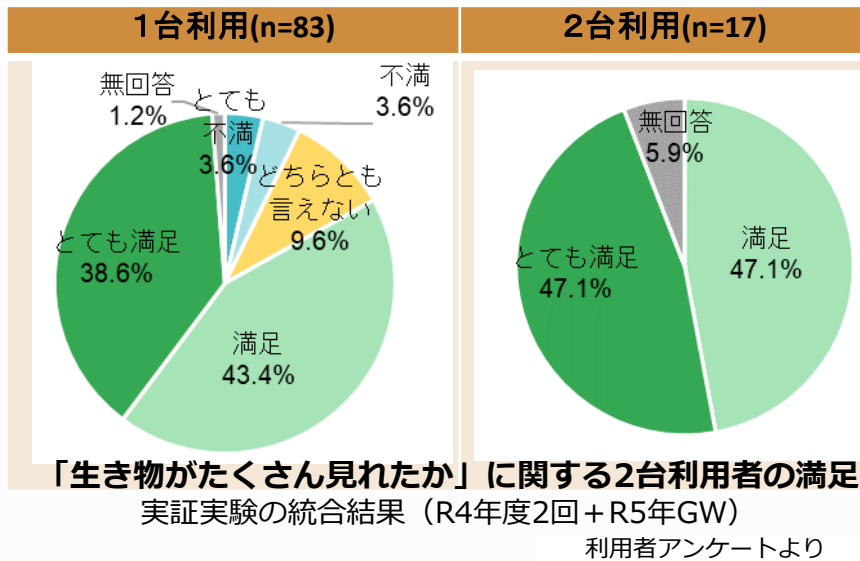
### 1台での利用者

○動物が逃げる可能性が高くなる

ガイドアンケートより

### 2台での利用者

○慣れた事もあり問題なくガイドできた。



2台利用は観察数が減少するという意見もあったが、  
実際の観察頭数は2台利用でも減少してはいなかった。

# (3) 1 枠 2 台 利用

## ④ 自然環境への影響

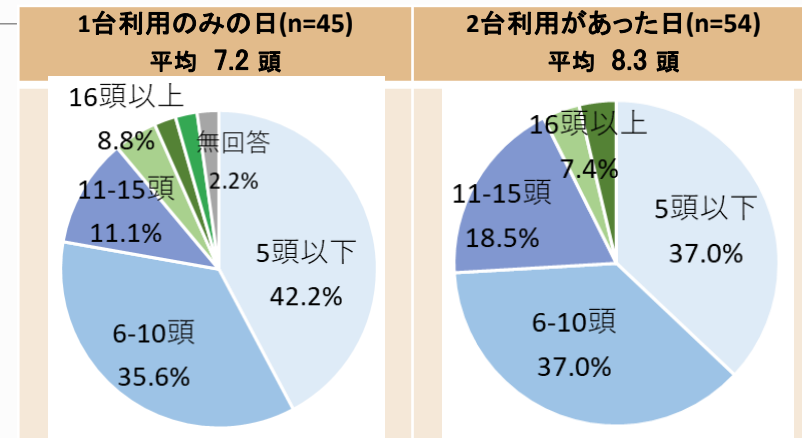
### ●ロードキル発生状況

日付	種名	種数	死体(匹)	前日の状況		
				天候	利用台数	2台利用
4/29(土)	なし	0	0	雨	8	0
4/30(日)	アマミアカガエル アマミハナサキガエル	2	2	雨	18	1
5/1(月)	なし	0	0	曇	16	1
5/2(火)	なし	0	0	曇後雨	18	3
5/3(水)	なし	0	0	曇一時雨	19	2
5/4(木)	ヒメハブ	1	1	曇後晴	21	1
5/5(金)	リュウキュウカジカガエル	1	1	曇後雨	26	2
5/6(土)	アマミアカガエル リュウキュウカジカガエル アマミハナサキガエル ハブ	4	4	雨	27	1

※ 全て三太郎線内で確認

利用台数が多く、雨の日にロードキルが多かった。

### ●アマミノクロウサギ出現頭数



2台利用の有無による  
アマミノクロウサギ観察頭数の比較  
実証実験の統合結果 (R4年度2回+R5年GW)

2台利用の有無により、観察頭数(出現頭数)に違いが生じている傾向は見られなかった。

➡ 2台利用に起因したロードキルの増加、出現頭数の減少は今のところ見られていない。(継続して検証)

# (3) 1 枠 2 台 利用

## 今後の課題

- 常に2台の状況が確認できる距離で走行する。
- 2台利用に起因して、1台利用者が混雑を感じやすくなる可能性がある。  
→「極力離れず走行」することで、混雑感が軽減すると考えられる。

## 今後の方針(事務局の考え)

混雑感の緩和のため、「極力離れず走行」のルールを改めて依頼

1. 以下のルールについて、遵守の徹底を呼びかける。  
「2台通行の場合、**車両同士は極力離れずに通行することとするが、道路の状況に応じた安全な車間距離を確保する。**」
2. お互いの位置が確認できる距離で走行し、不測の事態に備え、無線等の連絡手段の確保を推奨。

# 令和5年度 夏休み実証実験

実験期間 令和5年8月10日(木)～令和5年8月20日(日)(11日間)

## ① 住民優先枠の設定

7/5(水)正午 予約開始(先着順)

### 【対象範囲】

住用町住民(ガイド事業者を除く)

### 【予約枠数と時間帯】

18時～22時の間に1日1枠

### 【運用方式】

予約サイトに「住民優先枠」を設定

希望する地元住民は各自予約サイトで申し込み。

予約時に「住所」を入力

2日前の正午に「一般開放」し、地元以外の予約も可能とする

住民優先枠を活用して「子供向けナイトツアーイベント」を実施

ご自身での予約  
が難しい場合は...



## ② 1枠2台利用

これまでの実証実験ルールに加え、

- ・「極力離れず走行」の徹底
- ・無線等の連絡手段の推奨

### 窓口での予約補助

- ・住用総合支所市民福祉課
- ・奄美市市民環境部世界自然遺産課
- ・奄美野生生物保護センター
- ・奄美大島世界遺産センター

事務局からお願い: 自身の予約サイトのアカウントで、他業者の予約を入れることは控えてください。

# 掲載省略

今後のスケジュール

	2023年												2024年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
三太郎線の会議等		GW実証実験	(本日) 第1回 報告会		夏休み実証実験	SW調査	第1回 連絡会議	ルール運用2年	第2回 報告会	年末年始状況調査	第2回 連絡会議				
アンケート調査	持続可能な運用体制の検討のため、利用者負担に対する意向等を調査					アンケート調査		結果を共有							
奄美市	財源検討委員会														



# 白タク行為とは何か

---

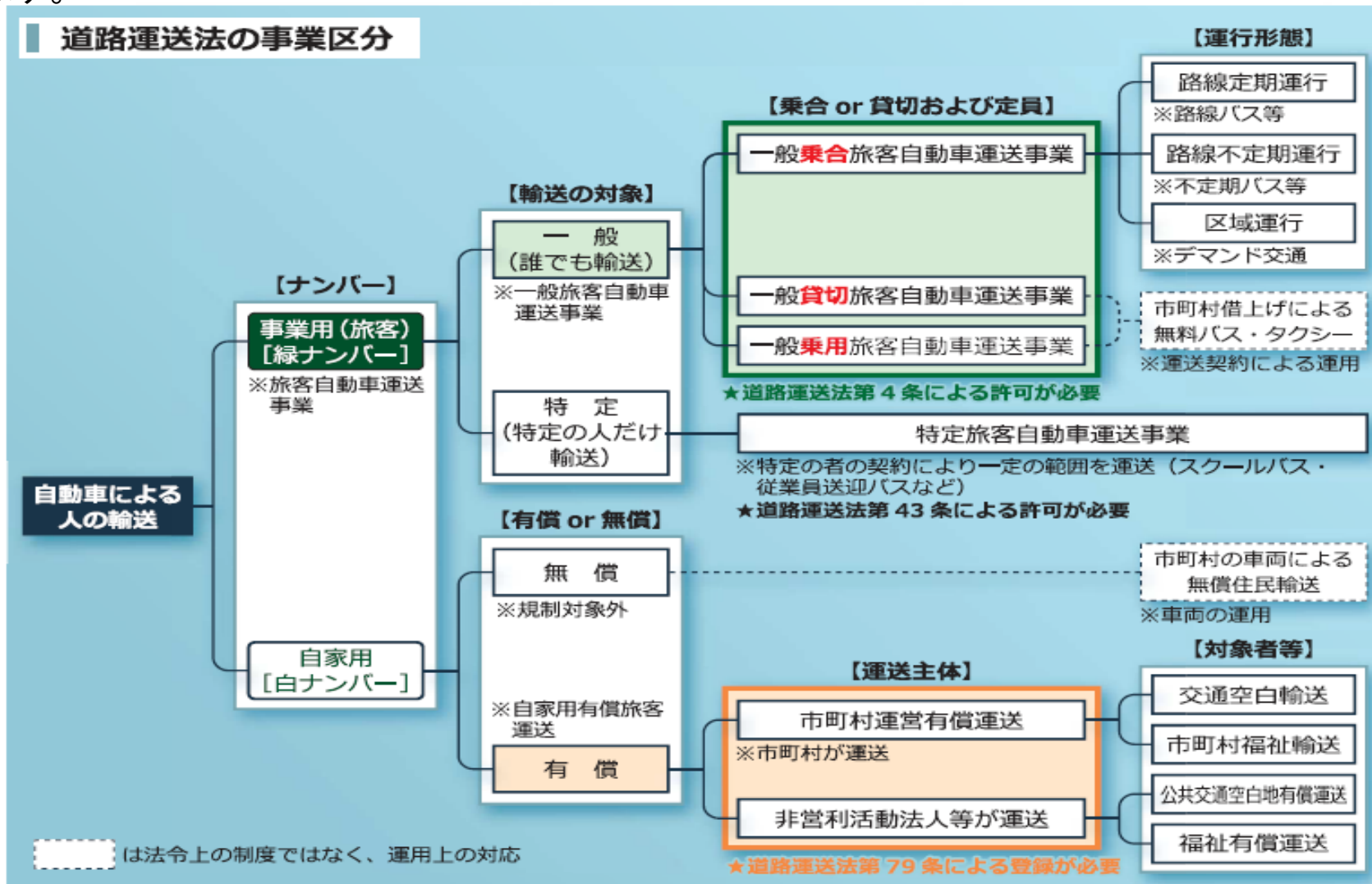
令和5年6月22日(木)

国土交通省 九州運輸局 鹿児島運輸支局

首席運輸企画専門官 西村 英明

# 1. 自動車による運送の区分

下表は道路運送法に基づく運送行為の類型であり、これらに該当しないものが、白タク行為であると考えられます。



自家用有償旅客運送については、令和2年法改正により、運送主体の如何を問わないことになっており、交通空白地有償運送及び福祉有償運送の2種類となっています。

## 2. 白タク行為とは

○道路運送法上、白タク行為の定義はありませんが、同法第78条の規定により、原則として、**自家用自動車による有償運送は禁止**されていることに加え、第2条に規定する旅客自動車運送事業の定義を踏まえ、次の要件を具備する場合には、白タク行為に該当するおそれがあります。

なお、白タク行為に該当するか否かは、個別具体の事案毎に判断することとなります。

### 【白タク行為の要件】

- ①他人の需要に応じる目的があること
- ②自家用自動車を使用するものであること
- ③有償であること(運送の対価を収受するものであること)
- ④旅客を運送するものであること

#### —参考—

##### 道路運送法第78条

自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

第1号 災害のため緊急を要するとき。

第2号 市町村(特別区を含む。)、特定非営利活動法人推進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送(自家用有償旅客運送)を行うとき。

第3号 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

##### 道路運送法第2条

第3項 この法律で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する行為であって、次条に掲げるものをいう。

### 3. 白タク行為の問題点

#### ○白タク行為の問題点

白タク行為の問題点は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業と異なり、**運行の安全が担保されない**ことです。具体的には、以下のような問題があります。

##### ①点呼が義務付けられてない

旅客自動車運送事業とは異なり、白タク行為では、健康状態・酒気帯びの有無等を客観的に把握できない。

##### ②運転手がプロドライバーではない

旅客自動車運送事業の運転手は第二種運転免許の保持に加え、接遇・地理の指導教育を受けることが義務付けである一方、白タク行為の運転手にはそのような義務付けはない。

##### ③車両の点検が十分ではない

定期点検の周期が事業用自動車よりも長いため、不具合に気づけない可能性が高い。(事業用自動車は3ヵ月間隔、自家用自動車は12ヵ月間隔)。

##### ④事故補償が十分ではない

旅客自動車運送事業者に対しては、道路運送法に基づく告示により一定額以上の任意保険への加入が義務付けである一方、白タクにはそのような義務付けはない。

##### ⑤運賃の根拠はない

白タク行為の運賃は、旅客自動車運送事業とは異なり、道路運送法に基づく明確な運賃制度があるわけではなく、必要となる費用すら収受できていない可能性がある。(事故の一因になり得る)

## 4. 白タク行為を防止するための取組①

### ○白タク行為の取締

白タク行為は犯罪であり、所轄警察署との連携に基づく合同取締等を経て、処罰することになります。なお、白タク行為に対する罰則等に関しては、刑罰と行政罰の2種類が予定されています。

#### ①刑罰

道路運送法第97条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、**1年以下の懲役**若しくは**150万円以下の罰金**に処し、又はこれを併科する。

第1号 第25条(第43条第5項において準用する場合を含む。)、**第78条**又は第83条の規定に違反したとき。…以下、略

#### ②行政罰

鹿児島運輸支局長が定める行政処分基準に基づき、**白タク行為に使用した自家用自動車の自動車登録番号標又は車両番号標を、一定期間、領置**することとなります。

なお、一定期間内における再違反に関しては初犯よりも処分が重くなります。

### ○利用者向け周知啓発

白タク行為が犯罪であることを知らないという人や、白タク行為が犯罪であるとは知っていても、廉価であることを以て、敢えて利用するという人がいます。

白タク行為を防止する上で、当該行為を取り締まるだけでは不十分であり、**利用者に対して白タクを利用しないよう働きかける必要があります。**

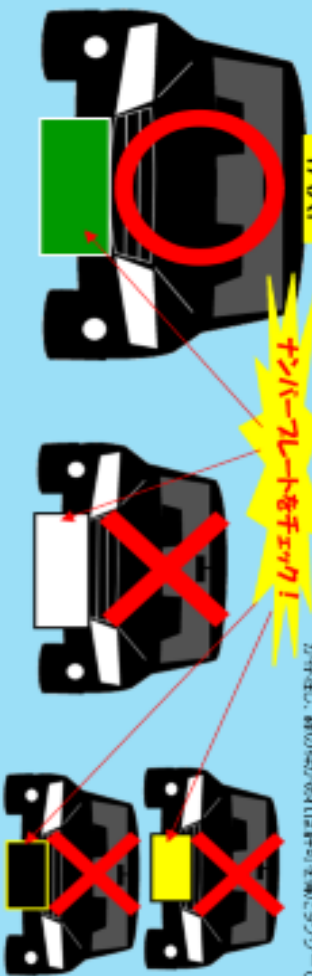
なお、鹿児島運輸支局では、①市町村の広報誌上での周知啓発、②奄美大島内のFMラジオ局内での周知啓発等に取り組んでいるところですが、今後、更なる取組の深度化を検討しているところです。

※次頁で周知啓発例を掲示

# 「白タク」行為は犯罪です！！

「白タク」行為とは  
 自家用車(白色のナンバープレート、軽自動車においては黄色又は黒色)を  
 利用し国の許可等なく有償で人を運送する行為のことです！

※白色のナンバープレートでかつ、ボディカラーが黒色又は黄色のナンバープレートは、軽自動車以外のタクシーが存在し、緑の旗が振れば許可を兼ねたタクシーです。



国の許可を得たタクシー車両  
 (緑色のナンバープレート)

国の許可を得ていないタクシー類似車両  
 (白色・黄色・黒色)のナンバープレート

※黒色のナンバープレートについては運送車両には限りません。

「白タク」行為が発覚した場合、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、又はその両方が科される可能性があります！

「白タク」は安全性に不安が！？

	タクシー	白タク
運転前のアルコールチェック	あり	なし
事故時の対応	タクシー会社が対応	運転手任せ
運転手	プロドライバー	プロでないドライバー
保険義務づけ	旅客1名につき 保険80000万円以上	なし



ご相談・お問い合わせ先

国土交通省九州運輸局  
 鹿児島運輸支局 TEL 099-261-9192  
 奄美自動車検査登録事務所 TEL 0997-52-0757

## 5. 白タク行為に該当しないもの(法律に規定されているもの)

### 自家用有償旅客運送の定義

バス・タクシー事業が成り立たない交通空白地域等において、住民の日常生活における移動手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置を講じた上で、市町村又はNPO法人等の営利を目的としない団体が自家用車を用いて、有償(※)で運送する仕組みです。

なお、自家用有償旅客運送を実施するには、道路運送法第79条の規定に基づき国土交通大臣(権限の委任により鹿児島県知事)の登録を受ける必要があります。

※旅客から收受する対価については実費の範囲内とされているが、具体的には、燃料費、道路通行料、駐車場料金に加えて、人件費、事務所経費等の営利を目的としない妥当な範囲内である。

なお、運送の対価の目安としては、交通空白地有償運送では、自家有償旅客運送の実施前に地域から撤退した路線バス若しくは隣接地域の路線バスの運賃又は地域におけるタクシーの上限運賃の概ね1/2以内、福祉有償運送は地域におけるタクシーの上限運賃の概ね1/2以内とされている。

### 自家用有償旅客運送の種類

自家用有償旅客運送は、運送目的から次の2種類に分類される。

- ・交通空白の解消⇒①交通空白地有償運送
- ・移動制約者の移動手段の確保⇒②福祉有償運送

# 6. 白タク行為に該当しない場合(通達で定めるもの)①-1

道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様(H30.3.30付け国自旅第338号通達)により、同法上の違法行為(白タク行為)に該当しないものと整理されている運送の類型。

道路運送法第2条第3項において、①他人の需要に応じ、②有償で、③自動車を使用して、④旅客を運送する、⑤事業を旅客自動車運送事業であると規定しており、①～⑤の要件全てに該当する場合は同法に基づく許可を受ける必要があります。

個別の旅客運送行為が、許可等を必要とする態様かどうかについては、最終的には個別に総合的に判断されますが、②の有償については客観的な判断が困難である場合も考えられることから、事案毎に許可等を要するか否かを例示しました。ご不明な点は、最寄りの運輸支局等にご相談下さい。

本パンフレットは、平成18年9月29日付事務連絡「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」の内容をわかりやすく図化したものであり、新たな解釈を示したり、許可等を要しない範囲を変更するものではありません。

## (1) サービスの提供を受けた者からの給付が、「好意に対する任意の謝礼」と認められる場合は許可等を要しません。

運送行為の実施者の側から対価の支払いを求めた、事前に対価の支払いが合意されていた、などの事実がなく、あくまでも自発的に、謝礼の趣旨で金銭等が支払われた場合は有償とは観念されないことから許可等は不要です。



ただし、以下の場合は有償であるとみなされ許可等を要することとなります。

予め運賃表などを定め金銭の收受が行われる場合。

料金表	大人	小人
～5km	200	100
5km～10km	300	150
10km～	400	200



会費として收受され、運送サービスの提供と会費の負担に密接な関係が認められる場合。

会費	費用
1ヶ月	1,000円



「カンパ」などの運送とは直接関係のない名称を付して利用者から收受する金銭で、運送行為に対する反対給付と認められる場合。





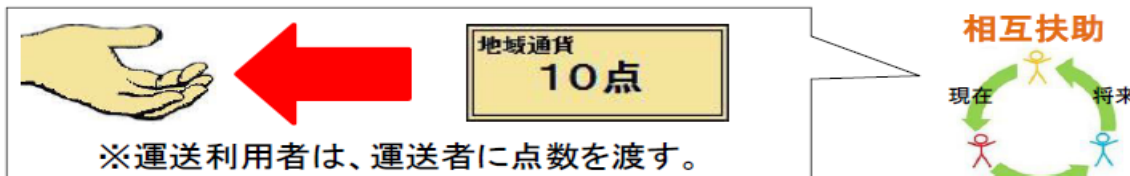
# 6. 白タク行為に該当しない場合(通達で定めるもの)①-2

**(2) サービスの提供を受けた者からの給付が、金銭的な価値の換算が困難な財物や流通性の乏しい財物などによりなされる場合は許可等を要しません。**

○日頃の移送の御礼として、自宅で採れた野菜を定期的の手渡す場合は有償とはみなされず、許可等を要しません。

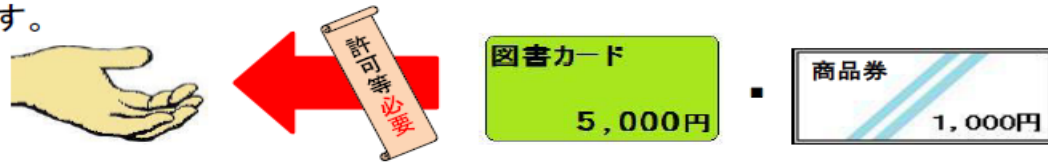


○地域通貨の一種として、ボランティアなサービスを相互に提供しあう場であって、例えば、運送の協力者に対して1時間1点として点数化して積立て、将来自分が支えられる側になった際には、積立てておいた点数を用いて運送等のサービスを利用できる仕組み等、組織内部におけるボランティアサービスの提供を行う場合も有償とはみなさず、許可等を要しません。

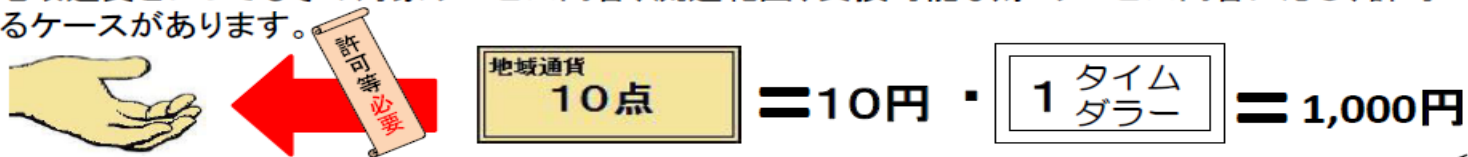


ただし、以下の場合には有償とみなされ**許可等を要することとなります。**

流通性、換金性が高い財産的価値を有する金券や、希少価値を有する財物等の收受は有償とみなされ、許可等が必要です。



サービスの交換にとどまる場合については原則として許可等は不要であるものの、有料で点数を購入して貰うなどの場合や、地域通貨といってもその対象サービス内容、流通範囲、交換可能な財・サービス内容に応じ、許可等が必要となるケースがあります。



# 6. 白タク行為に該当しない場合(通達で定めるもの)①-3

**(3) ボランティア活動として行う運送において、実際の運送に要したガソリン代、有料道路使用料、駐車場代のみを収受する場合は許可等を要しません。**



ガソリン代の算出にあたって

登録又は許可が不要として認められるのは、実際の運行に要するガソリン代(乗車中はもとより、乗降場所と車庫等の回送区間に係るものを含む。)であり、ガソリン代相当額ではありません。地域のガソリン代の単価や使用車両の燃費、走行距離等により、具体的・客観的に算出する必要があります。

**(4) 市町村の公共サービスを受けた者が対価を負担しておらず、反対給付が特定されない場合などは許可等を要しません。**

○市町村の事業として、市町村の保有する自動車により送迎が実施され、それらの費用が全額市町村によって賄われ利用者からは一切の負担を求めない場合は許可等は要しません。



○利用者の所有する自動車を使用して送迎を行う場合は、単に他人の自動車の運転を任せただけであり、運転者に対して対価が支払われたとしても、それらは運転役務の提供に対する報酬であって送迎の対価とはなりません。よって、許可等は要しません。

単にAはBの車の運転を行う



運転者Aさん



Bの所有する車

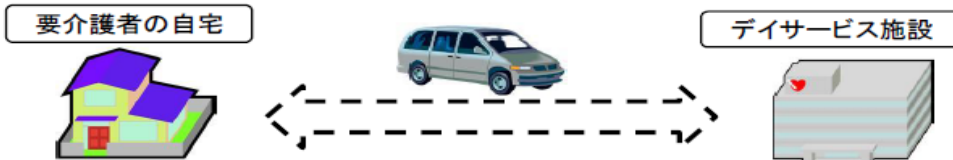


同乗者Bさん

※役務提供の態様等によっては、自動車運転代行業や労働者派遣業と看做されることもあります。

# 6. 白タク行為に該当しない場合(通達で定めるもの)①-4

○デイサービス、授産施設、障害者のための作業所等を経営する者が、自己の施設の利用を目的とする通所、送迎を行う場合であって、送迎に係るコスト(ガソリン代等の実費も含む。)を利用者個々から收受しない場合にあつては、当該送迎は自己の生業と密接不可分な輸送と解され、許可等は要しません。



ただし、以下の場合には有償性があると認められ許可等を要することとなります。

運送者から利用者にガソリン代等と称して実費や運賃を要求する場合

実費や運賃

施設等からの委託契約を受けて当該施設までの運送を行う場合

委託者又は第三者が対価を負担して、利用者の負担が一切なくても

訪問介護事業所が行う要介護者の運送(介護保険給付が適用される場合)

介護保険給付

○子供の預かりや家事・身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するものであつて、運送に対する固有の対価(ガソリン代等の実費も含む。)の負担を求めないものである場合は、当該送迎サービスの提供は有償の運送とは解さず、許可等は要しません。



市区町村が設立するファミリサポートセンターにおける子育て支援のための相互援助活動の一環として行われる保育施設と依頼会員の自宅との間の送迎サービス

ただし、以下の場合には有償性があると認められ許可等を要することとなります。

運送を行う場合と行わない場合とで料金が異なる

送迎付き	12,000円
送迎無し	10,000円

許可等必要

送迎を利用する者と利用しない者との間のサービスに差を設ける

送迎付き	マッサージ無し
送迎無し	マッサージ有り

許可等必要

運送に対する反対給付が特定される

請求書	
施設料	10,000
食事代	4,000
送迎料	2,000
合計	16,000

許可等必要

## 6. 白タク行為に該当しない場合(通達で定めるもの)②

前頁までの「6. 白タク行為に該当しない場合(通達で定めるもの)①」とは別に、旅館送迎・エコツアーガイド送迎及び通訳案内士の運送行為に関しては、個別に通達に定められており、こちらが適用されることとなります。

### 旅館送迎・エコツアーガイド送迎

(H23.3.31付け国自旅第239号通達)

- ①ガソリン代等の実費を含め、運送の対価を収受していない場合には認められ得る。
- ②旅館送迎の場合にあっては、宿泊サービス提供の一環として、「最寄駅等～宿泊施設」間で実施されるものであって、利用する者とししない者に宿泊料金の差異がない場合に認められ得る。※
- ③エコツアーガイド送迎は、エコツーリズム推進法に基づく全体構想が作成されている地域であることに加え、同法に基づくエコツーリズム推進協議会の構成員である特定事業者であって、自然観光資源について案内を業とする場合に、案内の一環として、「最寄駅等～エコツアー実施場所」間で実施されるものであって、利用する者とししない者にツアー料金の差異がない場合に認められ得る。

⇒**旅館送迎・エコツアーガイド送迎は、本業の旅館業またはエコツアーに付随する送迎であることから、道路運送法における許可又は登録は不要。**

### 通訳案内士の運送行為

(H29.8.14付け国自旅第75号通達)

- ①通訳案内士は、報酬を得て通訳案内を行う場合には、自家用車を使用して通訳案内を行うことは認められない。

⇒**通訳案内士の運送行為は、通訳案内から独立しているため、道路運送法における許可又は登録が必要。(自己の施設や生業の実施場所を利用させることを目的とした送迎ではない。)**

※旅館送迎では、送迎途中の観光地等の周遊案内も認められているが、あくまで送迎の一環として実施されるものであるため、観光地等の周遊案内を実施しない場合に通常選択される経路から逸脱しないことが求められる。

## 7. エコツアー実施上の留意点(白タク行為が疑われる場合)

### ○エコツーリズム推進法に基づく全体構想への参画の有無

- ・エコツーリズム推進法第5条第2項に規定するエコツーリズム推進全体構想(以下、全体構想)を作成するために組織される、同条第1項に規定するエコツーリズム推進協議会(以下、協議会)の構成員である「**特定事業者**」が、作成された全体構想に基づき実施するエコツアーである必要があります。
- ・なお、「特定事業者」とは、同法第2条第3項に規定する者ですが、各ガイドが「特定事業者」として協議会に参画していることまでは求めておらず、各ガイドが**所属する団体**が「特定事業者」として協議会に参画していれば、事足りるとされています。
- ・つまり、奄美群島及び奄美群島各島エコツーリズム推進協議会に「特定事業者」として参画しているエコツアー実施団体に所属していない限り、前頁の通達で定めている旅館送迎・エコツアーガイド送迎(以下、通達に基づく送迎)を行ない得ないこととなります。

### ○運送の区間

- ・各ガイドが行い得る通達に基づく送迎は、**最寄りの交通結節点・宿泊施設からエコツアーの催行場所の2地点に限定**されており、送迎が本来の目的ある自然観光資源についての案内の提供と密接不可分の関係にあり、その業務過程の中に包摂され、**独立性を有しない**ものになります。つまり、エコツアーの催行場所を巡回するような送迎は認められません。

### ○対価(ガイド料)の内容及び收受方法

- ・通達に基づく送迎に関しては、**燃料代も含め、如何なる名目の対価も收受できません**。
- ・また、エコツアー利用者からガイド料のみを收受している場合であっても、通達に基づく送迎を利用している方と利用していない方で**料金に差異がある場合**には、**運送の対価を收受**していることとなります。

## 8. 終わりに

本日は、白タク行為の話をして頂きましたが、白タク行為に該当する場合、該当しない場合、なかなか判断が難しいことをお分かり頂けたものと思います。

白タク行為に該当するのか、それとも、該当しないのか、ということに関しては、当局において、案件毎に個別具体的に判断することになりますので、運送開始前に（検討段階で）、必ず当局にご相談頂きますようお願い致します。

自家用自動車の使用に関しては、バス・タクシー等の運送事業における運転手不足、少子高齢化の進行による利用者減少に伴う事業規模の縮小等を踏まえ、以前より運送事業の補完として認められやすくなってきておりますが、地域の交通に影響を与え得るため、慎重な検討が必要であることをご理解下さい。